

4月から

== 一部の公共施設使用料金を引き下げます ==

平成17年の合併協議破綻を受け、自主・自立のまちづくりを進めるため、第3次佐呂間町行政改革大綱の下、行政運営の抜本的な改革に取り組み、公共施設においても受益者負担の原則に基づき無料施設の有料化及び使用料金の増額を行い、利用者の方には相応の負担をお願いし、施設運営を行ってきました。

この度、これまでの行財政改革の取り組みにより財政運営上一定の成果が得られたこと、また長引く経済不況により強いられている国民負担の増加などを考慮し、町民負担の軽減を図ることを趣旨として、一部の公共施設において使用料金の引き下げを行うことと致しました。

== 料金引き下げの考え方 ==

主に集会施設、スポーツ施設の現行料金を2分の1、又は管内類似施設の中庸程度の料金を目安とします

冬の割増料金を廃止し、通年料金とします

100円未満の端数を整理します

== 料金引き下げを行う施設 ==

【集会施設】

佐呂間コミュニティセンター

若佐コミュニティセンター

浜佐呂間活性化センター

町民センター

【スポーツ施設】

栄地域交流センター

屋内ゲートボール場

100年広場 多目的広場

スキー場リフト

総合グラウンド（野球場・ソフトボール場・ブルームボールリンク）

体育館

学校体育施設（体育館・グラウンド）

パークゴルフ場（100年広場・若佐・浜佐呂間）

武道館・温水プール

【その他の施設】

老人福祉センター浴場

地場産品開発研究センター

火葬場



== 新料金の適用日 ==

平成24年4月1日以降に使用するものから新料金を適用します

但し、火葬場は4月1日以降に許可するものからとします

== 新しい料金表 ==

集会施設

(町民課 住民活動係 ☎2-1213)

室名	区分	1時間あたり
第1研修室		100円
第2研修室		100円
会議室		100円
談話室		100円
集会室		200円
和室1		50円
和室2		50円

(町民課 住民活動係 ☎2-1213)

室名	区分	1時間あたり
会議室		100円
多目的ホール		200円
和室1		50円
和室2		50円
調理研修室		100円

(教育委員会 社会教育課 社会教育係 ☎2-1295)

階別	室名	区分	1時間あたり
1	集会室		300円
1	控室		50円
1	調理研修室		100円
1	第1研修室(旧身障者室)		100円
1	第2研修室(旧サークル室)		100円
2	第3研修室(旧研修室大)		100円
2	第4研修室(旧諸団体室)		100円
1	和室1		100円
1	和室2		100円
2	和室3(旧2階和室)		100円
2	会議室(旧研修室小)		100円

・町民センターの室名が一部変わりました
(カッコ内は旧室名)

若佐コミュニティセンター、浜佐呂間活性化センターの葬儀の使用は、これまでと同じく1葬儀につき夏期間(5~10月)60,000円、冬期間(11~4月)80,000円としています

スポーツ施設

(教育委員会 社会教育課 社会体育係 ☎2-1295)

区分	料金	
野球場	1日	1,000円
	3時間未満	500円
ソフトボール場(1面) ブルームボールリンク	1日	500円
	3時間未満	250円
照明施設	30分毎	300円

※専用料金

区分	半面	全面
1日	250円	500円
3時間未満	100円	200円

※専用料金

区分	対象	料金	
1回券	高校生・一般	100円	
	幼児・小・中学生	50円	
回数券	高校生・一般	1,000円	
	幼児・小・中学生	500円	
1日券	高校生・一般	1日	1,500円
		ナイター	500円
	幼児・小・中学生	1日	800円
		ナイター	300円
シーズン券	高校生・一般	15,000円	
	幼児・小・中学生	5,000円	

・回数券は11枚券

区分	1面あたり	
団体使用	1時間あたり	100円
個人使用	1日	100円

・1面は、バドミントンコート1面(全体の1/6) ※団体は専用料金
・会議室の専用使用は1室1時間あたり50円

※テニスコート(佐呂間・若佐・浜佐呂間)の料金は、これまでと変わりません。

区分	料金
1日券	300円
シーズン券	4,000円

・1日券の料金はこれまでと変わりません。
・利用券は、これまで同様3施設共通で使用できます。

区分	1面あたり
1時間あたり	100円

・1面は、バドミントンコート1面(全体の1/4) ※専用料金

区分	料金
1日	500円
3時間未満	250円

※専用料金

(保健福祉課 社会福祉係 ☎2-1212)
(老人福祉センター ☎2-3732)

区分	1面あたり
1時間あたり	150円

・1面は、ゲートボールコート1面(全体の1/2) ※専用料金

(町民課 住民活動係 ☎2-1213)

区分	1面あたり
1時間あたり	100円

・1面は、バドミントンコート1面(全体の1/2) ※専用料金

武道館・温水プール

(教育委員会 武道館・温水プール ☎2-2261)

区分	1時間あたり	
武道館	半面	300円
	全面	600円
会議室	200円	
和室1	100円	
和室2	100円	

区分	一般
当日使用料	100円
回数券	500円
6か月券	5,000円
通年券	8,000円

・回数券は6枚券

・共通個人使用は、武道館、トレーニングルーム、ランニングコース、会議室、和室を共通で使用できます
・高校生以下の共通個人使用は無料です(但しトレーニングルームは中学生以下は使用できません)
・回数券は6枚券

区分		小・中学生	高校生	一般
個人使用	当日使用料	100円	200円	300円
	回数券	500円	1,000円	1,500円
	シーズン券	3,000円	5,000円	10,000円
専用使用	競泳プール	全面使用	12,000円	
		コース使用(1コース)	2,000円	
	小プール	全面使用	2,000円	
幼児プール	全面使用	2,000円		

・プール個人使用の一般料金には、武道館・トレーニングルーム等の共通個人使用料を含みます
・回数券は6枚券

その他の施設

(農務課 農政係 ☎2-1209)

地場産品開発研究センター		
区 分	建物使用料	使用加算料
		蒸気ボイラー
午 前 午前9時 ～午後1時	500円	300円
午 後 午後1時 ～午後5時	500円	300円
1 日	1,000円	600円

(保健福祉課 社会福祉係 ☎2-1212)

(老人福祉センター ☎2-3732)

老人福祉センター浴場		
区 分	対 象	料 金
1回券	高校生以上	200円
	小学生・中学生	100円
	幼 児	無 料
回数券	高校生以上	2,000円
	小学生・中学生	1,000円
	幼 児	無 料

・回数券は11枚券

(町民課 生活環境係 ☎2-1213)

火 葬 場		
区 分	町 民	町民以外
13歳以上の者	10,000円	15,000円
13歳未満の者	5,000円	7,500円
死 産	3,000円	4,500円
その他身体の一部及び胞衣等	3,000円	4,500円

・3月31日までに火葬許可を受けたものは従来の料金となります



== 入場料を徴収する催しや時間外、休館日の使用 ==

入場料を徴収する場合における規定料金の倍額規定、及び特別な場合として許可を得た開館時間外利用や休館日利用の3割増規定を設定している施設については、これまでと同じ取り扱いとなります。

== 新料金適用前の事前申し込み ==

新料金適用日(4月1日)以降の使用申し込みを適用日前に行う場合は、予約等により受け付けを行い、正式な申し込みは4月1日以降にお願いする場合がありますので、ご了承願います。事前申し込みを行う場合は、各々の施設の申し込み受付窓口となっている担当係にお問い合わせください。

== お問い合わせ ==

使用料金引き下げ全般に関するお問い合わせは、役場 総務課(TEL2-1211)へ、各施設の料金等に関することは、各々の施設を所管している担当係、または直接施設の方にお問い合わせ願います。